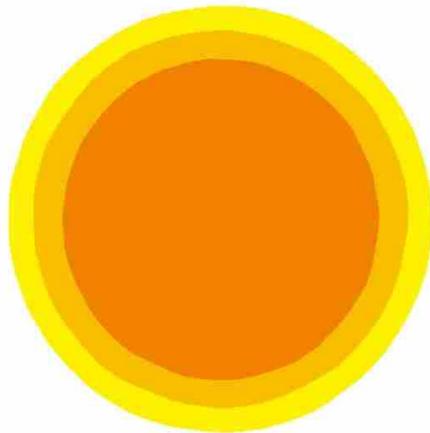


宮崎県「教育の情報化」推進プラン

【改訂版】



令和6年 月
宮崎県教育委員会

目次

第1章 プランの改訂にあたって

- 第1節 前プラン（令和3年度版）策定の経緯・・・・・・・・・・2
- 第2節 プラン（令和6年度版）の性格（位置付け）・・・・3
- 第3節 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 本県における学校教育の現状

- 第1節 本県の学校を取り巻く現状
 - 1 学力・学習の状況・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - 2 いじめ・不登校の状況・・・・・・・・・・・・7
 - 3 特別な支援を要する児童生徒の状況・・・・8
 - 4 学校における働き方改革の状況・・・・・・8
- 第2節 本県の「教育の情報化」の現状
 - 1 ICT活用指導力の状況・・・・・・・・・・・・9
 - 2 環境整備の状況・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 基本目標と推進項目

- 第1節 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・16
- 第2節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 第3節 推進項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - 宮崎県「教育の情報化」推進プラン構成図・・・・・・・・20
 - 1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成・・・・22
 - 2 教職員のICTの活用指導力の向上・・・・・・24
 - 3 ICTを活用するための環境の整備・・・・・・26
 - 4 ICT推進体制の整備と校務の改善・・・・・・29

第4章 プランの推進

- 第1節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 第2節 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

〈参考〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

- 1 宮崎県教育振興基本計画(令和5年度年策定)
- 2 学校教育の情報化の推進に関する法律
- 3 学校教育情報化推進計画
- 4 教育の情報化に関する手引(追補版)
- 5 学習指導要領(平成29・30・31年改訂)
- 6 GIGAスクール構想
- 7 令和の日本型学校教育
- 8 教育データ利活用ロードマップ
- 9 宮崎県情報化推進計画
- 10 デジタル田園都市国家構想
- 11 本プラン改訂の経緯

第 1 章

プランの改訂にあたって

第 1 節 前プラン（令和 3 年度版）策定の経緯

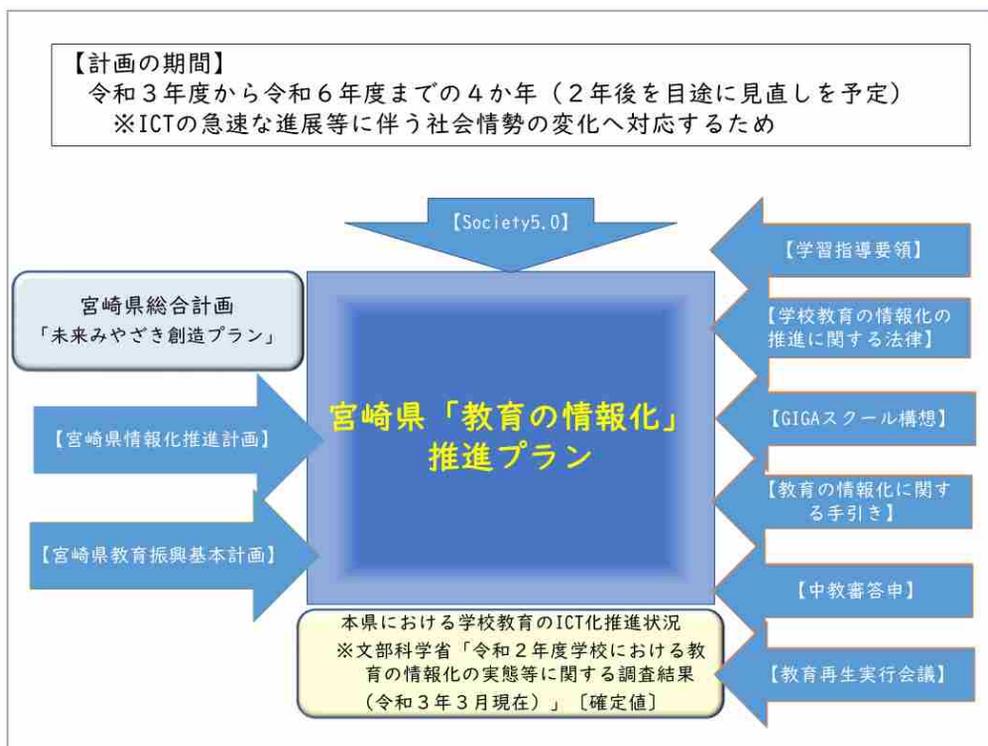
第 2 節 プラン（令和 6 年度版）の性格（位置付け）

第 3 節 プランの期間

第1節 前プラン（令和3年度版）策定の経緯

前プランは、以下の経緯を踏まえ、策定したものです。

- 1 国が示した第5期科学技術基本計画において、AIやIoTといった先端技術の活用により、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会「Society5.0」が提唱され、その実現を目指し様々な取組を推進していくことが示されました。
- 2 学習指導要領の改訂により、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実が求められることとなりました。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う社会的影響によって、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境等の整備など、GIGAスクール構想の実現に向けた動きが一層加速している状況にありました。
- 4 「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年6月）」において、都道府県及び市町村は各自治体の学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定める努力義務が課されました。前プランは、法に基づき国が策定する学校教育情報化推進計画を前倒しする形で策定したものです。



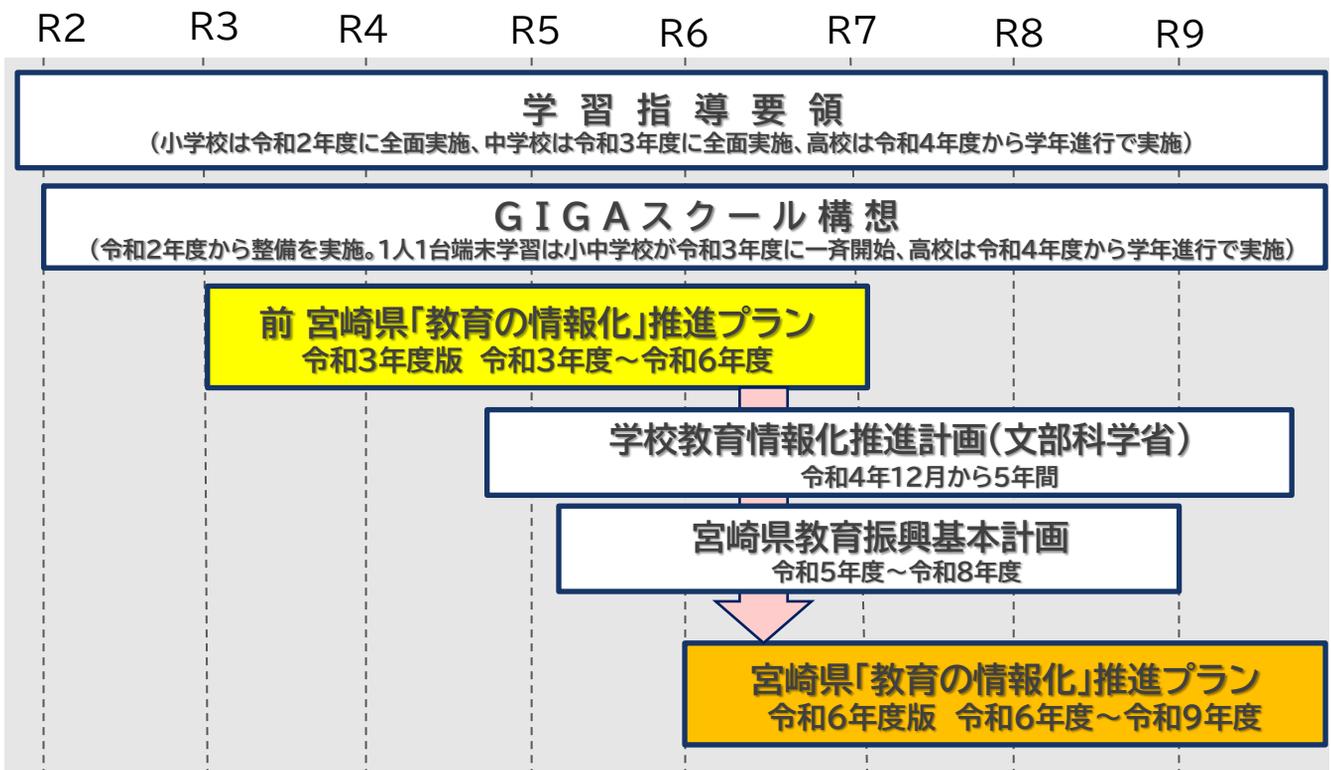
第2節 プラン（令和6年度版）の性格（位置付け）

本プランは、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく本県の教育の情報化を推進するための具体的な取組を整理したものです。

また、令和5年6月に新たに策定した「宮崎県教育振興基本計画」の施策6「教育の情報化の推進」に掲げる取組を具体的に推進するための基本的な指針として位置付けているものです。

今回、以下の状況を勘案し、本県ならではの教育の情報化をより一層推進していくために、改訂を行うこととしました。

- 前プラン（令和3年度版）策定後に策定された「学校教育情報化推進計画（令和4年12月文部科学省）」の内容を踏まえた改訂を行う必要があること
- 令和5年6月に策定された本県の教育振興基本計画を踏まえた改訂を行う必要があること
- 策定から2年が経過し、現状を踏まえた具体的取組や目標指標の見直しを行う必要があること



第3節 プランの期間

令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間とします。

第 2 章

本県における学校教育の現状

第 1 節 本県の学校を取り巻く現状

- 1 学力・学習の状況
- 2 いじめ・不登校の状況
- 3 特別な支援を要する児童生徒の状況
- 4 学校における働き方改革の状況

第 2 節 本県の「教育の情報化」の現状

- 1 ICT活用指導力の状況
- 2 環境整備の状況

第1節 本県の学校を取り巻く現状

I 学力・学習の状況

「全国学力・学習状況調査（令和5年度）」における全国と本県の平均正答数は、実施された全ての教科において、全国平均をやや下回っている状況にあります。

また、同調査における「児童生徒質問紙調査」の結果では、「これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」、「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」などの項目が全国平均を下回っており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していく必要があります。

【全国学力・学習状況調査（令和5年度）における「平均正答数」の状況】

小学校	教科区分	問題数	本県	全国	全国との差	中学校	教科区分	問題数	本県	全国	全国との差
	国語	14問	9.3問	9.4問	-0.1		国語	15問	10.0問	10.5問	-0.5
算数	16問	9.7問	10.0問	-0.3	算数	15問	7.1問	7.6問	-0.5		
					英語	17問	6.8問	7.7問	-0.9		

※「本県」「全国」欄の数値は平均正答数で、「本県」は公立学校のみ 参考：「令和5年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

【全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」の状況（一部項目の結果）】

質問事項	小学校			中学校		
	本県	全国	全国との差	本県	全国	全国との差
これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。	77.5%	78.8%	-1.3%	75.1%	79.2%	-4.1%
学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか。	81.5%	81.8%	-0.3%	76.9%	79.7%	-2.8%

※「本県」は公立学校のみ

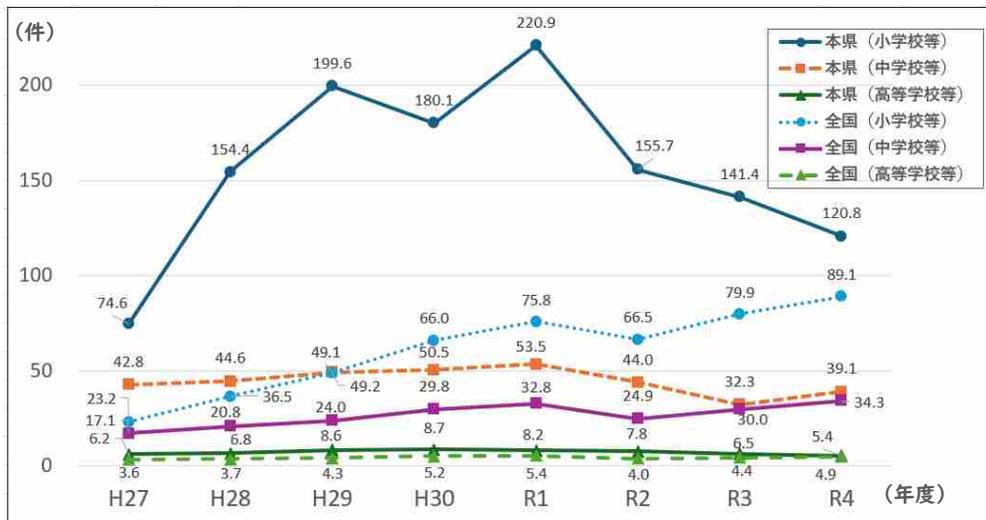
参考：「令和5年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

2 いじめ・不登校の状況

いじめについて、本県では各学校において積極的な認知に努めており、認知件数は、小・中・高等学校等共に全国平均より高い割合で推移していますが、未然防止の取組の充実により減少傾向にあります。

不登校については、小・中・高等学校等それぞれに全国平均より低い割合で推移していますが、全国の推移と同様に小・中学校等において増加傾向にあり、特に小学校等における増加が大きな課題となっています。

【1000人当たりのいじめの認知件数の推移】

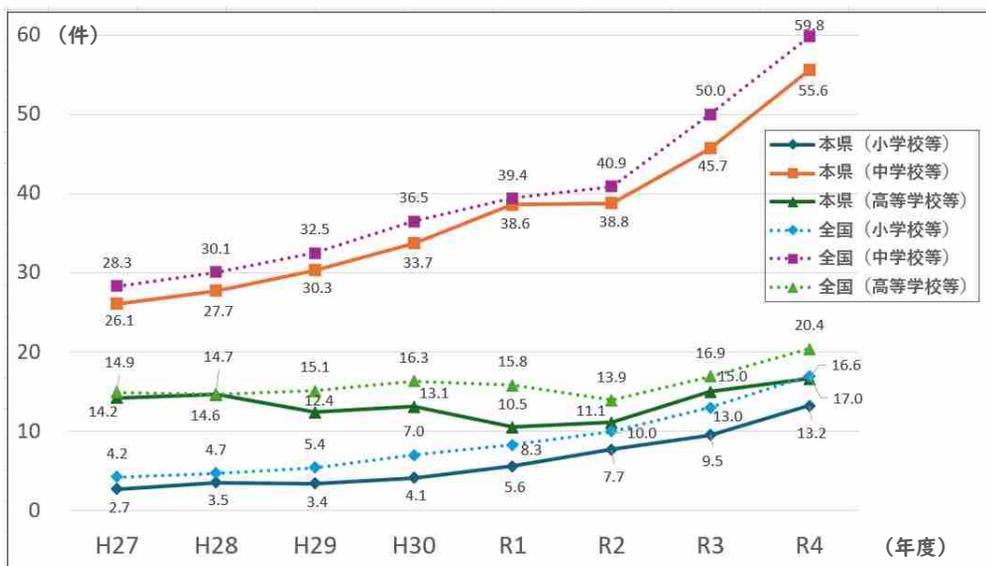


※「全国」は国公私立学校、「本県」は公立学校のみ

参考：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（～H28）」（文部科学省）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（H29～）」（文部科学省）

【1000人当たりの不登校児童生徒数の推移】



※「全国」は国公私立学校、「本県」は公立学校のみ

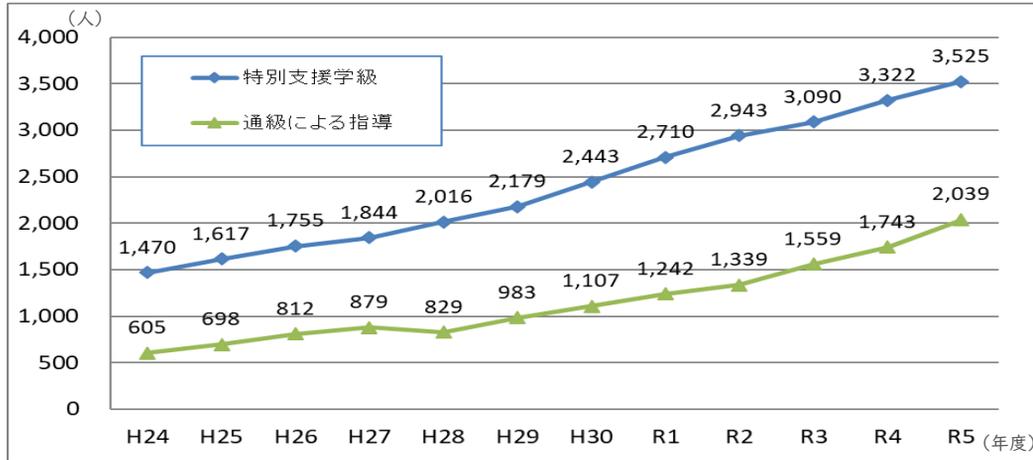
参考：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（～H28）」（文部科学省）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（H29～）」（文部科学省）

3 特別な支援を要する児童生徒の状況

近年、義務教育段階における特別支援学級の在籍者数や通級による指導を受けている児童生徒数が増加し、通常の学級における学級経営や教科指導の中で、特別支援教育を推進する必要性が高まっています。

【義務教育段階における特別支援教育を受けている児童生徒数】



※人数は本県公立学校のみ

出典：「特別支援教育資料」（文部科学省）

また、県内の高等学校における「通級による指導」体制は平成30年度に8校で始まり、令和4年度は通級拠点校として15校16教室が設置されています。実際に「通級による指導」を受けている生徒は、令和3年度は38名、令和4年度は34名となっています。

4 学校における働き方改革の状況

本県の教員の状況においては、平成28年度あたりから、大量退職・大量採用の状況が続いています。特に、小学校についてはその傾向が顕著であり、若手や中堅教員がベテランから学ぶ機会が減少するという課題や指導力の低下が指摘されています。

そのような中で、「学校における働き方改革」については、令和元年度からの具体的な取組により、一定の成果が見られています。しかし、令和4年度の調査によると、改善が十分に図られていない実態や内容もあるため、「教育の情報化」を進め、今後更に推進していく必要があります。

【月あたりの時間外業務時間45時間以上の職員の割合】

学校種別	職名	H30年度			R4年度			差
		割合	割合	差	割合	割合	差	
小学校	校長	44.1%	22.9%	-21.2%	38.1%	33.6%	-4.5%	
	副校長・教頭	91.3%	87.4%	-3.9%	91.3%	94.3%	3.0%	
	教諭等	35.3%	18.5%	-16.8%	60.5%	48.7%	-11.8%	
	事務職員	6.3%	7.7%	1.4%	17.4%	6.2%	-11.2%	
中学校	校長	44.1%	22.9%	-21.2%	38.1%	33.6%	-4.5%	
	副校長・教頭	91.3%	87.4%	-3.9%	91.3%	94.3%	3.0%	
	教諭等	35.3%	18.5%	-16.8%	60.5%	48.7%	-11.8%	
	事務職員	6.3%	7.7%	1.4%	17.4%	6.2%	-11.2%	

学校種別	職名	H30年度			R4年度			差
		割合	割合	差	割合	割合	差	
高等学校	校長	30.3%	30.6%	0.3%	33.3%	8.3%	-25.0%	
	副校長・教頭	50.9%	54.3%	3.4%	76.5%	83.3%	6.8%	
	教諭等	58.4%	47.3%	-11.1%	29.8%	15.3%	-14.5%	
	事務職員	11.0%	6.7%	-4.3%	34.0%	16.7%	-17.3%	
特別支援学校	校長	30.3%	30.6%	0.3%	33.3%	8.3%	-25.0%	
	副校長・教頭	50.9%	54.3%	3.4%	76.5%	83.3%	6.8%	
	教諭等	58.4%	47.3%	-11.1%	29.8%	15.3%	-14.5%	
	事務職員	11.0%	6.7%	-4.3%	34.0%	16.7%	-17.3%	

※数値は本県公立学校のみ

出典：「令和4年度 教職員勤務状況調査」（県教育委員会）

第2節 本県の「教育の情報化」の現状

I ICT活用指導力の状況

(1) 教員のICT活用指導力の状況

○ 全国との比較について

「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（以下、「調査」という）によれば、本県の教員のICT活用指導力の状況は、全国平均と比べて低い状況にあります。

ICTの効果的な活用は、教育の質を向上させ、学習効果を高めたり、多様な教育の機会を保障したりする上で不可欠となっており、今後、さらに向上を目指していく必要があります。

【本県の教員のICT活用指導力 全国平均との比較】

項目	本県	全国平均
項目A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	85.9%	88.5%
項目B 授業にICTを活用して指導する能力	76.4%	78.1%
項目C 児童生徒のICT活用を指導する能力	75.9%	79.6%
項目D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	83.9%	86.9%

※「本県」の数値は公立学校のみ

出典：「令和4年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

○ 経年変化の状況について

調査によれば、本県の教員のICT活用指導力の経年変化の状況は、4項目ともに年々高まってきています。

また、目標値の達成状況では、項目B、Cが令和4年度調査時点の目標値を上回っています。一方で、項目Aについては1ポイント、項目Dについては、目標値を0.5ポイント下回っています。

【宮崎県「教育の情報化」推進プラン指標と実質値の比較】

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
項目A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	目標値	82.2%	83.8%	85.3%	86.9%	88.5%	90.0%
	実質値	82.2%	82.4%	84.5%	85.9%		
項目B 授業にICTを活用して指導する能力	目標値	61.7%	65.4%	69.0%	72.7%	76.3%	80.0%
	実質値	61.7%	62.1%	71.2%	76.4%		
項目C 児童生徒のICT活用を指導する能力	目標値	62.1%	65.7%	69.3%	72.8%	76.4%	80.0%
	実質値	62.1%	65.0%	72.5%	75.9%		
項目D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	目標値	73.4%	76.7%	80.0%	83.4%	86.8%	90.0%
	実質値	73.4%	76.4%	82.0%	83.9%		

※数値は本県公立学校のみ

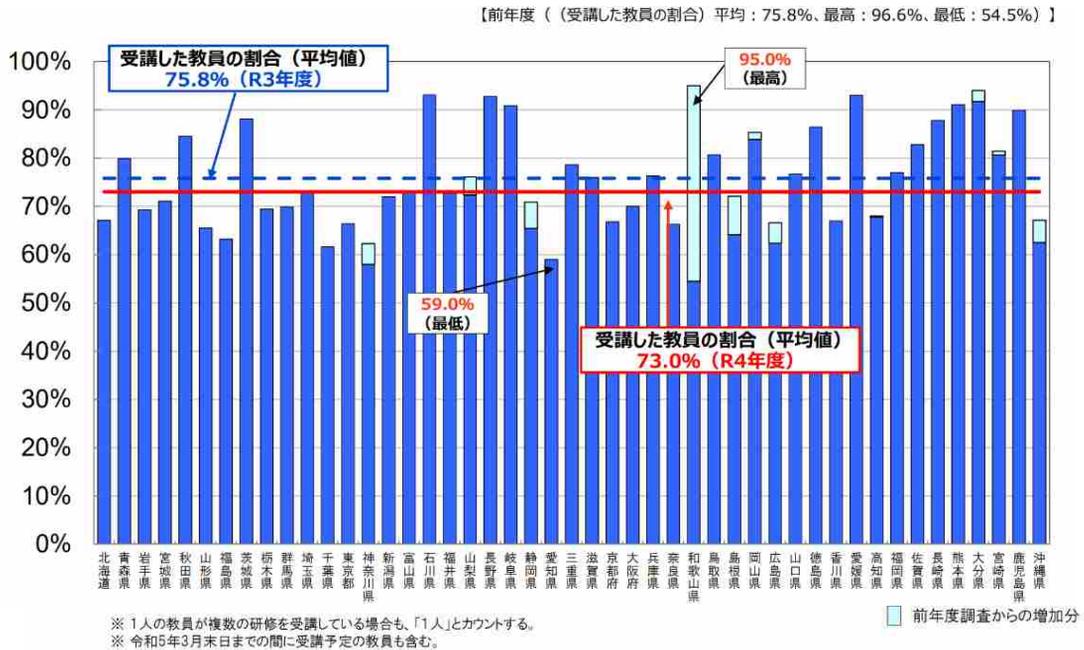
出典：「令和4年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

○ 研修受講者の割合について

I C T活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均が73.0%に対し、本県は81.4%で、平均を大きく上回っています。また、I C T活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員1人当たりの平均受講回数は、全国平均が2.5回に対し、本県は、約4.1回と全国で2番目となっています。

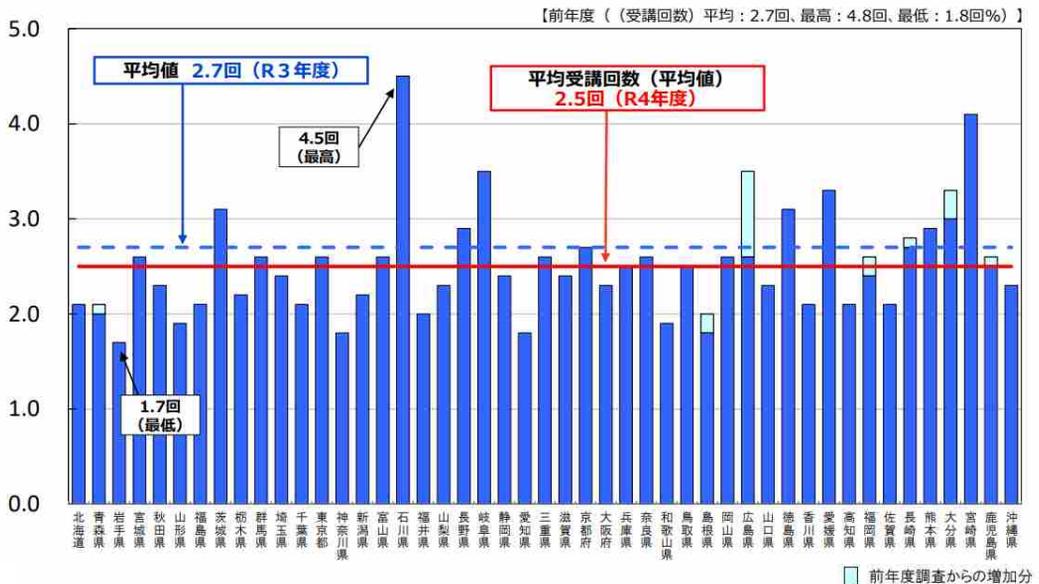
一方で、本県の教員のI C T活用指導力は、学校間、地域間での差が見られるため、格差解消に向け、県教育委員会と市町村教育委員会が連携した取組が必要です。

【I C T活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合】



出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

【I C T活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員1人当たりの平均受講回数】



出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

(2) 情報モラル教育の状況

本県における児童生徒のインターネット接続機器の所持率は、全国と同じく増加する傾向にあります。また、1人1台端末による学習が行われる中、各学校における情報モラル教育は従来の未然防止を重視した指導に終始している傾向にあり、「教員のICT活用指導力」における情報モラル教育に関連する項目D（P9参照）において、全国平均と比べ低い状況にあります。

デジタル社会においては、様々なリスクやトラブルを回避し、一人一人が適切で責任ある行動規範を身に付けていくことが求められています。このため、情報モラルを含む情報活用能力の育成が重要となっています。

【自分用の携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した児童生徒の割合】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	38.4%	39.5%	42.5%	44.9%
中学校	63.4%	67.1%	71.9%	75.7%
高等学校	95.6%	96.4%	97.8%	98.4%
特別支援学校	26.2%	25.2%	26.8%	29.5%
全体平均	55.4%	57.0%	59.8%	61.7%

※数値は本県公立学校のみ

出典：「『児童生徒の携帯電話・スマホ等の使用状況』に関する調査」

<参考> 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 教員のICT活用指導力に関する調査項目

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	
A1	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。
A3	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するためにワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。
B 授業にICTを活用して指導する能力	
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組みさせる。
B4	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	
C1	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

2 環境整備の状況

(1) 学校における主なICT環境の整備状況

本県の学校における主なICT環境の整備は、計画的に進んでおり、多くの項目で全国平均値を上回っています。

特に、普通教室の大型提示装置整備率と統合型校務支援システム整備率は、全国平均を大きく上回っています。

【学校におけるICT環境の整備状況① 全国平均との比較】

項目	本県	全国平均
普通教室の大型提示装置整備率	91.8%	88.6%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	86.8%
超高速インターネット接続率(100Mbps以上)	98.3%	98.0%
普通教室の無線LAN整備率	97.9%	97.8%
教員の校務用コンピュータ整備率	115.4%	126.7%
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 ※1.0以下の維持が必要	0.9人/台	0.9人/台

※「本県」の公立学校のみ

出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

本県では、GIGAスクール構想の推進にともない、端末及び周辺機器や高速大容量ネットワーク環境の整備が着実に進んでおり、各学校のICT環境は大幅な改善が図られています。

県内のほぼ全ての学校に高速大容量ネットワーク回線が構築されていますが、今後、全国学力・学習状況調査等のCBT化、動画教材やクラウドベースでのデジタル教材の十全な活用を進める上で、常に安定したネットワーク環境を保つためにも、ネットワーク回線の調査(アセスメント)を推進し、必要な維持や改善を図ることが必要となります。

【経年変化から見る本県の学校におけるICT環境の整備状況②】

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒	4.9人/台	4.6人/台	2.8人/台	0.9人/台	0.9人/台
教員の校務用コンピュータ整備率	95.8%	118.7%	118.6%	116.7%	115.4%
普通教育の無線LAN整備率	55.4%	57.1%	74.5%	96.9%	97.9%
超高速インターネット接続率(30Mbps以上)	91.8%	95.9%	98.8%	100.0%	100.0%
超高速インターネット接続率(100Mbps以上)	45.8%	44.4%	53.7%	91.3%	98.3%
統合型校務支援システムの整備状況	20.4%	22.1%	21.7%	94.3%	94.8%
普通教室の大型提示装置の割合	66.8%	70.1%	81.5%	89.7%	91.8%
指導者用デジタル教科書の整備状況	47.0%	50.1%	57.8%	63.2%	77.0%

※数値は公立学校のみ

出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

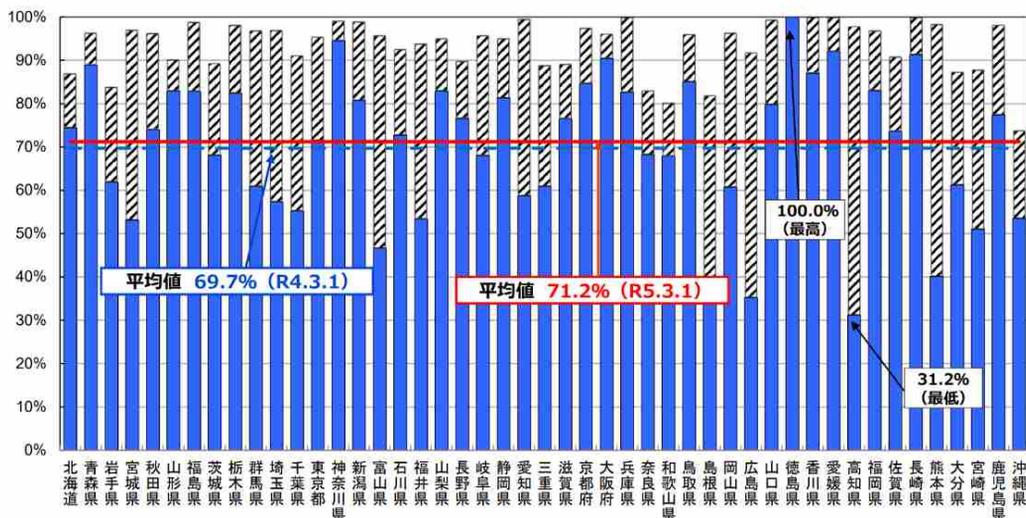
(2) 本県のICT環境整備の主な課題

- ICT環境に係る今後の課題としては、整備した環境を計画的に維持・継続していくことが必要となります。
また、一部で自治体間や学校間格差が見られるため、解決に向けて県教育委員会と市町村教育委員会がさらに連携を図っていく必要があります。
- 1人1台端末の整備については、令和3年度に県内全ての小中学校で完了しており、高校においては令和6年度に全ての学年で完了します。端末を活用した学習活動が展開される中で、端末の故障の際、修理に時間を要してしまったり、予備機の台数が不足したりすることで、児童生徒が端末を使用できないといった課題があります。
また、1人1台端末の次期更新については、令和6年度から順次更新が始まることから、県教育委員会と市町村教育委員会が連携を密に図り、計画的に着実な更新を進める必要があります。
- 教育情報セキュリティポリシー※1の策定率は、全国平均が94.4%であるのに対して、本県は87.9%と低く、特に学校向けの情報セキュリティポリシーの策定率について、全国平均が71.2%であるのに対して、本県は51.0%と大きく下回る状況にあります。
今後、策定率の向上と課題に対応した改正に加えて、強靱化対応のための多要素認証システムの導入、フルクラウド化を想定した対策等が必要です。

※1 教育情報セキュリティポリシーとは、学校組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたルールのことです。
策定については、学校向けの情報セキュリティポリシーを策定している場合と自治体の情報セキュリティポリシーを準用して策定している場合があります。

【教育情報セキュリティポリシー策定率】

【前年度（平均：69.7%、最高：100%、最低：27.2%）】



※教育情報セキュリティポリシーの策定率について、「学校向けの情報セキュリティポリシーを策定している」または「自治体の情報セキュリティポリシーを準用している」を選択した学校の割合

■ 「学校向けの情報セキュリティポリシーを策定している」と回答した学校
▨ 「自治体の情報セキュリティポリシーを準用している」と回答した学校

出典：「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

第 3 章

基本目標と推進項目

第 1 節 基本的な考え方

第 2 節 基本目標

第 3 節 推進項目

第1節 基本的な考え方

1 本県における新たな学びに向けた基本的な考え方

変化が激しく予測困難な時代の中で、単に知識の習得に偏るのではなく、基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の充実を目指していきます。

(1) 宮崎県教育振興基本計画（令和5年度策定）

「施策5 確かな学力を育む教育の推進」

① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

基礎的な知識及び技能を確実に習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、生きる力を育む教育の充実に努めます。

② 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を専門機関と連携して行うとともに、分析結果を基にした学校支援を充実させ、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援するなど、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

(2) ひなたの学び」の推進

学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善によって、子供たちの学びに向かう力を育てていく必要があります。

「ひなたの学び」は、子供たちの学びの方向性について、「ひ・な・た」から始まる分かりやすい言葉で本県教育委員会として整理したものです。

幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校と、すべての学びの場において、家庭・地域と連携しながら、学びに向かう力を育む「ひなたの学び」を推進していきます。



「ひなたの学び」のポスター。宮崎県教育委員会のロゴと「ひなたの学び」のタイトルが目を引く。背景には子供たちの笑顔と学校の建物、太陽、雲が描かれている。ポスターには「ひなたの学び」の3つの柱が紹介されている。

「日本のひなた宮崎県」では、幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校と、すべての学びの場において、家庭・地域と連携しながら「ひなたの学び」を推進していきます。

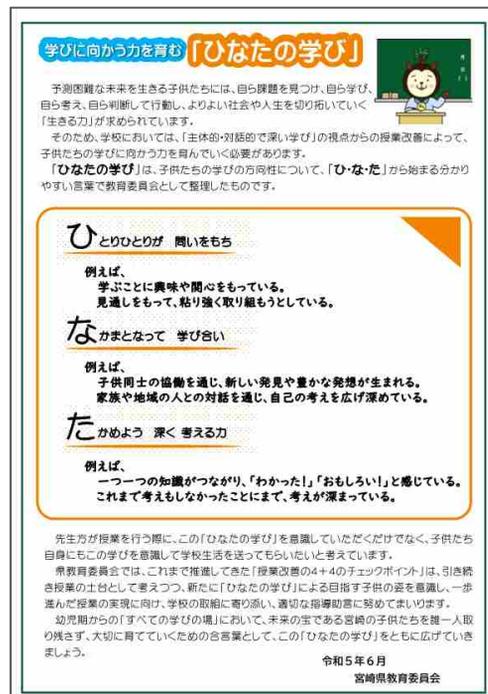
ひ ひとりひとりが 問いをもち
どうして？なぜ？と問いをもちます

な なかまとなって 学び合い
いろいろな人とつながり、学び合い、考えを広げます

た たかめよう 深く考える力
自らの問いに対して、深く学び、さらに伸びていきます

みやぎきのこどもは、ひとりひとりが、生き生きと、すすんで学び、
さんと光る太陽のように、みやぎきの未来を明るく照らしていきます。

宮崎県教育委員会



「ひなたの学び」の解説カード。カードの上部には「学びに向かう力を育む『ひなたの学び』」と書かれ、子供が机で勉強しているイラストがある。本文には「ひ・な・た」の3つの柱が詳しく説明されている。

予測困難な未来を生きる子供たちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」が求められています。

そのため、学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善によって、子供たちの学びに向かう力を育んでいく必要があります。

「ひなたの学び」は、子供たちの学びの方向性について、「ひ・な・た」から始まる分かりやすい言葉で教育委員会として整理したものです。

ひ ひとりひとりが 問いをもち
例えば、
学ぶことに興味や関心をもっている。
見通しをもって、粘り強く取り組もうとしている。

な なかまとなって 学び合い
例えば、
子供同士の協働を通じ、新しい発見や豊かな発想が生まれる。
家族や地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深めている。

た たかめよう 深く考える力
例えば、
一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と感じている。
これまで考えもなかったことにまで、考えが深まっている。

先生方が授業を行う際に、この「ひなたの学び」を意識していただくだけでなく、子供たち自身にもこの学びを意識して学校生活を送ってもらいたいと考えています。

県教育委員会では、これまで推進してきた「授業改善の4+4の子エックポイント」は、引き続き授業の土台として考えつつ、新たに「ひなたの学び」による目指す子供の姿を意識し、一歩進んだ授業の実現に向け、学校の取組に寄り添い、適切な指導助言に努めてまいります。

幼児期からの「すべての学びの場」において、未来の宝である宮崎の子供たちを誰一人取り残さず、大切に育てていくための含意策として、この「ひなたの学び」をともに広げていきます。

令和5年6月
宮崎県教育委員会

2 本県における教育の情報化の推進に係る留意すべき視点

(1) 児童生徒の力を育む手段としてのICT活用

ICTは、これからの社会において必要不可欠な「文房具」となるものであり、これまで、遠方の相手とのリアルタイムでの学習など、これまでは物理的な制約により容易でなかったこと等を実現可能にするものです。

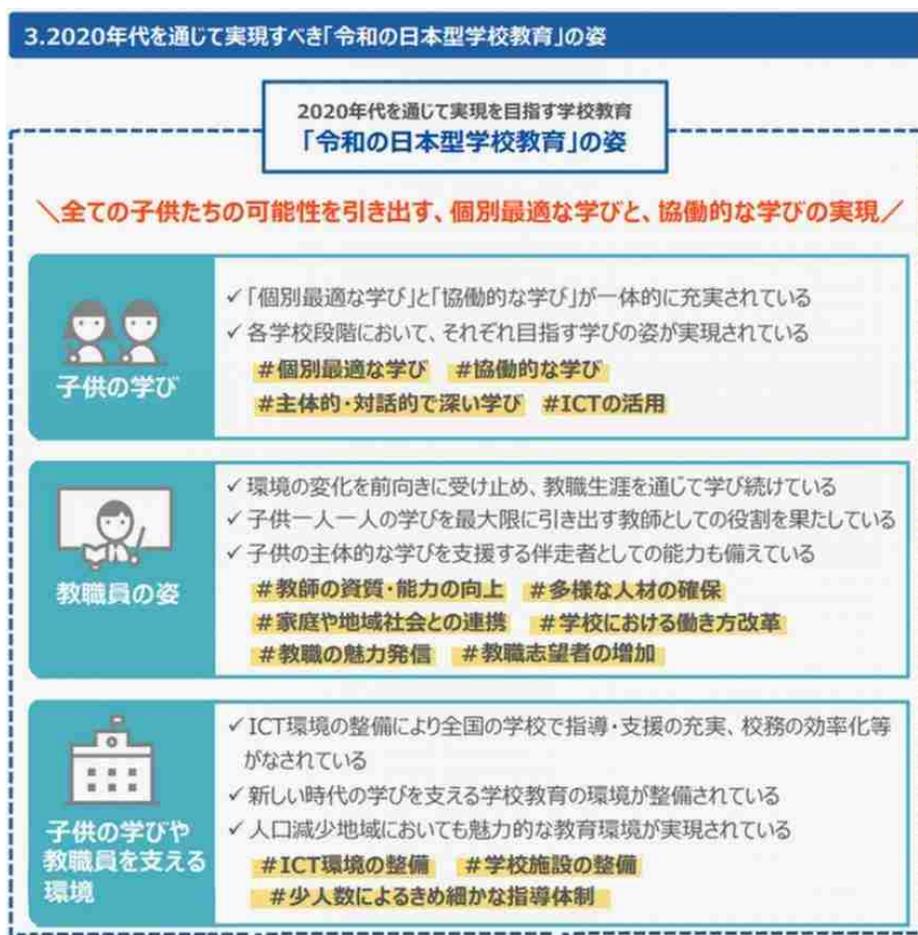
活用すること自体を目的化することなく、児童生徒の資質・能力を育むための「ツール」としてのICT活用を推進していきます。

(2) ベストミックスを生み出すICT活用

小学校から高校までの発達の段階や学習の場面等により、「アナログ」か「デジタル」かといった、どちらかを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、本県のこれまでの教育実践に「デジタル」や「ICT」を掛け合わせて、児童生徒・教員の力を最大限に引き出すベストミックスな学びを推進していきます。

(3) 令和の日本型学校教育の実現に向けたICT活用

「令和の日本型学校教育」の姿である、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、「ひとりひとりが問いをもち」、「なかまと学び合い」、「深く考える力」を高めるための「ひなたの学び」を推進するため、様々な場面を通じてICTを積極的に活用していきます。



出典：文部科学省 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【総論解説】



BEST MIX
X



学びが変わる



2017年学習指導改訂により資質・能力重視の教育課程へと転換

教師による一斉授業
一定のレベルを想定した
質の高い授業展開



子供主体の学び
子供の理解度や認知の特性に応じて
自分のペースで学ぶ

同一学年で
同一学年で構成された
該当学年の学び



学年に関係なく
学年・学校種を超える学びや学年を
遡った学びも

同じ教室で
集団行動が基本となる教室で



教室以外の選択肢
教室になじめない子供が教室以外の
空間でも

教科ごと
教科担任制のもと教科ごとの指導



教科等横断・探究・STEAM
教科の本質の学びとともに、
教科の枠組みを超えた実社会
に生きる学びを

Teaching
指導書のとおり計画を立て教える
授業



Coaching
子供の主体的な学びの伴走者へ

参考：「文部科学省 GIGAスクール 構想の実現へ」 及び
「総合科学技術・イノベーション会議
【概要】 Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」

第2節 基本目標



ひとりひとりが問いをもち



かまとなって学び合い



かめよう深く考える力

ICTを活用した「ひなたの学び」の実現

予測困難な未来を生きる子供たちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」が求められています。

そのため、学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点から子供たちの学びに向かう力を育む必要があります。具体的には、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成と教職員のICT活用指導力の向上、そして、それらを支援する環境整備、推進体制の整備や校務の改善により、「ひなたの学び」の実現につながる、教育の情報化を推進します。

第3節 推進項目

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力を、全教育活動を通して、教科等横断的に育成します。

2 教職員のICT活用指導力の向上

県内全ての学校や地域において誰一人取り残さずに積極的なICTの利活用を行うため、教職員のICTの活用指導力の向上を図ります。

3 ICTを活用するための環境の整備

全ての端末が快適に使用できる環境を整え、個別学習や協働学習に適した機器の配備によって学習活動の充実を図ります。また、クラウドの活用や蓄積された教育データの可視化など、全ての児童生徒が家庭も含めICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとする環境を整えます。

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

質の高い教育活動に専念できる環境づくりに向け、教育の情報化の推進体制を整備し、各種調査や事務手続等のデジタル化を前提とした校務の改善・見直しを行い、校務の情報化の充実を図ります。

宮崎県「教育の情報化」推進プラン

ひとりひとりが問いをもち、なかまとなって学び合い、たかめよう深く考える力

ICTを活用した

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

(1) ICTの強みを最大限に生かした授業改善

- ① ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ② 遠隔教育システムの活用を通じた授業の充実
- ③ ICTを活用した小・中・高12年間を通じた情報活用能力の育成

(2) プログラミング教育の充実

- ① プログラミング的思考を育む学習活動の充実
- ② 高校「情報Ⅰ」等における各学校の実態に即したプログラミング教育の充実
- ③ プログラミング教育に関するコンテンツの充実と活用推進

(3) 情報モラル教育の充実

- ① GIGAワークブックみやぎの活用推進
- ② 情報モラル教育に関するコンテンツの充実と活用推進

2 教職員のICTの活用指導力の向上

(1) 授業における実践事例や指導教材の共有

- ① 授業におけるICT活用の実践研究
- ② 県内全教職員の情報共有に向けた共通ポータルサイトの活用
- ③ 共通ドメインのアカウントの配付・活用推進
- ④ 授業における生成AIの活用に関する研究

(2) ICTの活用に関する研修の充実

- ① 管理職向けの研修の充実
- ② ICT教育担当者向け研修の充実
- ③ 教職員のニーズ等に応じた研修の充実
- ④ プログラミング教育や情報モラル教育に関する研修の充実

「ひなたの学び」の実現

3 ICTを活用するための環境の整備

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- ① 県立学校教育情報セキュリティポリシーの改正
- ② 市町村教育委員会への教育情報セキュリティポリシーに関する支援
- ③ 関係規定の整備状況等の確認・助言

(2) ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備

- ① 1人1台端末の着実な更新
- ② ネットワーク回線調査の実施
- ③ フルクラウド化を想定した検討・準備
- ④ 新たな学びに対応したコンピュータ教室の再整備の検討

(3) 家庭学習におけるICT活用の推進

- ① 家庭学習における1人1台端末の活用推進
- ② 保護者向けの情報発信

(4) 教育データの利活用の推進

- ① ICTを活用した教育データ利活用の研究

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

(1) 学校現場を支える推進体制の整備

- ① 県内推進体制の構築
- ② 学校間連携推進体制の構築
- ③ GIGAスクール運営支援体制の構築
- ④ 校内推進体制の支援

(2) 統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進

- ① 業務を支援するツールを活用した効率化の推進
- ② 次期校務支援システムへの移行
- ③ 校務における生成AIの活用推進

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

取組

(1) ICTの強みを最大限に生かした授業改善

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるために、ICTを積極的に活用し、義務教育段階から高等学校段階までを見通した授業改善を推進します。

具体的取組

① ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

○ 1人1アカウントの活用推進

児童生徒1人1人に配付されたアカウントとクラウドツールを積極的に活用し、ICTの強みを最大限に生かして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実された授業改善を行います。

○ 学習や生活を支援する機器として用いる1人1台端末の活用推進

各教科等の学習の効果を高めたり、学習上又は生活上の困難を改善・克服したりするために、デジタル教科書などの活用による授業内容の理解への支援や動画を活用して学習内容を具体的にイメージできるような情報提示、スケジュールや提出物の再確認を行うなど、ICTの強みを生かした1人1台端末の活用を推進します。

② 遠隔教育システムの活用を通じた授業の充実

○ 遠隔教育の充実

ICTを活用した同時双方向型の遠隔教育システムの活用を通して、小規模校等の児童生徒に対する教育活動の充実を図ることや、外部人材を活用した学習活動の機会を広げるなど、遠隔教育の充実を図ります。

○ 多様な学び方の充実

不登校や病気、障がい、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援や、災害や感染症による登校困難な状況下での学びを保障するため、遠隔教育システムを活用して、個々の力を伸ばしたり、学びの機会の充実を図ったりすることのできる、多様な学び方の充実を図ります。

③ ICTを活用した小・中・高12年間を通じた情報活用能力の育成

○ 情報活用能力チェック表(宮崎県版)の策定と活用

発達の段階に応じた資質・能力を整理した情報活用能力チェック表(宮崎県版)を策定し、児童生徒の小中高12年間を通じた情報活用能力の育成を図ります。

取組

(2) プログラミング教育の充実

児童生徒が、生活や社会の中でコンピュータを活用して、課題を発見し解決する力を身に付けるためのプログラミング教育の充実を図ります。

具体的取組

① プログラミング的思考を育む学習活動の充実

プログラミング教育の理念や目標を明確にし、研修を充実させることで、各学校において発達段階、教育目標や教育課程、児童生徒の興味・関心、学力等を踏まえて、プログラミングにより育てたい力を明確にした効果的な学習活動の充実を図ることができるようになります。

② 高校「情報Ⅰ」等における各学校の実態に即したプログラミング教育の充実

生徒がICTを活用して、生活や社会の中で、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成していくために必要な資質・能力など、社会をよりよく生きていく力の育成を行います。また、大学入試共通テスト等で求められている、情報に関する知識や判断力、活用する能力等について、確実に身に付けることができるようなプログラミング教育の充実を図ります。

③ プログラミング教育に関するコンテンツの充実と活用推進

プログラミング教育に関する先進的な授業の取組など、各学校種の授業に活用できるように、研修センターホームページや各ポータルサイトの各コンテンツを充実させることで、情報の共有を図ります。

取組

(3) 情報モラル教育の充実

児童生徒が情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、情報を正しく安全に利用する力を育むための情報モラル教育を充実します。

具体的取組

① GIGAワークブックみやぎの活用推進

情報モラルや情報活用について、分かりやすく効果的に学ぶために、発達段階別に整理された「GIGAワークブックみやぎ」を活用した情報モラル教育の充実を推進します。

② 情報モラル教育に関するコンテンツの充実と活用推進

児童生徒が情報に対して、責任ある考えや行動しようとする態度等を身に付け、安全・安心に情報を活用していくことができるよう、教員向け指導資料や児童向け学習コンテンツの提供等により、情報モラル教育の充実を図ります。

取組

(1) 授業における実践事例や指導教材の共有

活用事例を共有するなどして、教職員の指導力を高め、教科指導において児童生徒が積極的にICTを活用する機会を増やすことで、ICTの特性や強みを生かした主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

具体的取組

① 授業におけるICT活用の実践研究

各教科等の特質に応じて適切な学習場面で情報活用能力の育成を図るため、各学校において授業におけるICT活用の実践研究を行い、授業公開等を通して、好事例等を県全体で共有します。

② 県内全教職員の情報共有に向けた共通ポータルサイトの活用

県教育研修センターのホームページと県教育委員会の各課が作成している共通ポータルサイトの活用や相互リンクの設定等を通して、ICTに関する最新情報や授業の実践事例等の積極的な情報共有を図ります。

③ 共通ドメインのアカウントの配付・活用推進

全ての学校種の教職員に共通ドメインのアカウントを配付することで、学校種を超えた情報交換やオンライン会議の実施を促すとともに、指導教材の積極的な共有を図ります。

④ 授業における生成AIの活用に関する研究

生成AIの授業での活用を見据えて、「生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえた、授業での生成AIツール（アプリケーション等）の導入や効果的な活用に向けた研究を行います。



(2) ICTの活用に関する研修の充実

ICTの使い方や日常の指導につながるオンライン研修などの機会を充実させることにより、ICTを活用した指導に不安や課題を感じている教職員に対する支援を行います。

具体的取組

① 管理職向けの研修の充実

各学校における教育の情報化を推進するために、ICTの活用に関する校内の組織体制に加え、情報セキュリティや個人情報の管理など、管理職として必要な研修の充実を図ります。

② ICT教育担当者向け研修の充実

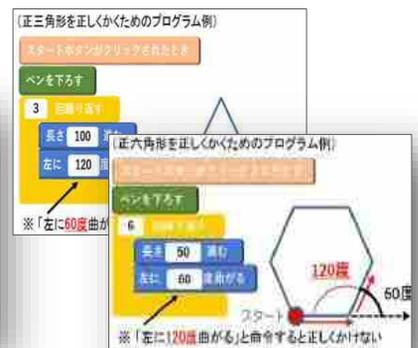
各学校における教育の情報化を推進するために、ICT活用に関する先進的な取組に加え、情報セキュリティや個人情報の管理に関する専門的な知識・情報など、ICT教育担当者として必要な研修の充実を図ります。

③ 教職員のニーズ等に応じた研修の充実

教職員一人一人のニーズや各キャリアステージに応じたICT活用指導力を高めるため、ニーズ等に応じた研修や基幹研修などの研修の充実を図ります。

④ プログラミング教育や情報モラル教育に関する研修の充実

児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するために、専門的な知識を有する民間人材の積極的な活用や、授業で効果的に活用できるサイトやアプリを利用した具体的な演習などを通して、教職員のスキルアップにつながるプログラミング教育や情報モラル教育に関する研修内容の充実を図ります。



出典：小学校プログラミング教育の手引（第三版）

取組

(1) 情報セキュリティ対策の推進

必要なセキュリティ対策を講じた上で、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提とした教育情報セキュリティポリシーの改訂・周知を行うことによって、クラウドの活用を推進します。

具体的取組

① 県立学校教育情報セキュリティポリシーの改正

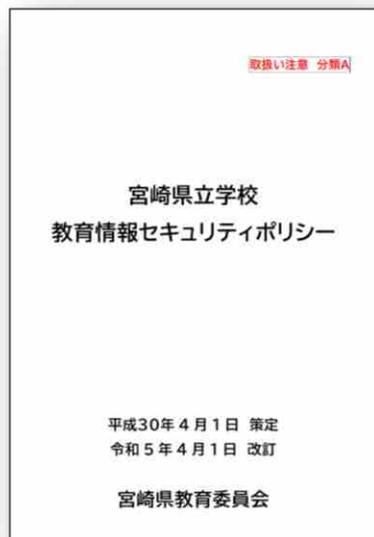
県立学校における安全・安心なセキュリティ環境の確保のために、国の方向性や現状を的確に把握しながら、県立学校教育情報セキュリティポリシーの必要に応じた改正を行います。

② 市町村教育委員会への教育情報セキュリティポリシーに関する支援

教育情報セキュリティポリシーの策定率の向上や内容の充実を図るため、市町村教育委員会と連携して、策定や改訂に関する支援を積極的に行います。

③ 関係規定の整備状況等の確認・助言

各県立学校や市町村教育委員会に対して、個人情報保護条例等の規定と教育情報セキュリティポリシーとの整合性や整備状況について確認を行います。また、関連する情報の共有や助言を行います。



取組

(2) ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備

児童生徒が日常的に、1人1台の端末やコンピュータ室を活用した学習活動に快適に取り組めるネットワークの整備及び児童生徒の学習形態に応じたICT機器やコンピュータ室の整備を推進します。

具体的取組

① 1人1台端末の着実な更新

県立学校においては、GIGAスクール構想により整備された端末の更新について引き続き学校と連携を図りながら、更新を行います。

市町村立学校については、1人1台端末の更新に向けて、情報共有や意見交換を行い、市町村教育委員会と一層の連携を図りながら、国の方針を踏まえ、着実な更新を行います。

② ネットワーク回線調査の実施

学校のネットワーク回線を安定して利用できる環境を構築するために、県立学校については、必要に応じて通信ネットワークの構成や速度など、回線の調査等を行います。

市町村立学校については、市町村教育委員会と連携を図りながら、ネットワーク回線の調査に関する情報提供や指導・助言等を行います。

③ フルクラウド化を想定した検討・準備

学校の校務に関するシステムをフルクラウド化した場合の、コストの変動や利便性の向上など、様々な面からの検討を行い、安全で効果的なクラウド活用の準備を進めます。

④ 新たな学びに対応したコンピュータ教室の再整備の検討

文部科学省の動向等を踏まえ、新たな学びに対応するための、学校図書館等との連携や協働学習に適した学習環境の整備など、各学校の実態に合わせたコンピュータ教室の再整備について検討を進めます。



取組

(3) 家庭学習におけるICT活用の推進

児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、持ち帰りのルールづくりなどの環境を整え、保護者の理解と協力を得ながら、家庭学習におけるICTの活用を推進します。

具体的取組

① 家庭学習における1人1台端末の活用推進

時間、場所を問わず、児童生徒が学びたい時に使うことのできる「学びの日常化」を進めるため、先行研究・先行事例を参考にしながら、家庭学習における活用方法や持ち帰りのルールづくりについて取り組み、家庭学習における端末の活用を進めていきます。

② 保護者向けの情報発信

教育の情報化の推進のためには、学校と保護者の連携や共通理解が重要であるため、保護者に向けて、教育の情報化の利点や情報モラル（法の理解と遵守、情報セキュリティ等）の重要性等について、分かりやすい情報発信を行います。

取組

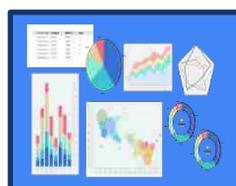
(4) 教育データの利活用の推進

蓄積した様々な教育データを連携、可視化することによって、指導が必要な児童生徒の早期発見や、特性・能力に応じた学習支援の改善につなげるなど、教育データの活用の研究を行います。

具体的取組

① ICTを活用した教育データ利活用の研究

ICTを活用したデータ駆動型教育への転換を目指し、学習履歴に関するデータや生活・健康に関するデータ、教職員の指導・支援等に関するデータ等の教育データを適切に収集するとともに、個々に応じた指導に活用する取組やAI等を活用した取組等について、先行研究・先行事例を参考にしながら、教育データ利活用の研究を進めていきます。



データ駆動型教育・・・教育や児童生徒の学習に関わる情報をデジタル化して収集し、分析したものを蓄積して、教育内容や方法を修正し、改善していく教育。国による施策として進められている。

取組

(1) 学校現場を支える推進体制の整備

ICT教育担当の教職員に負担が過度に集中しないよう、学校間や学校種を越えて情報を共有できる体制を構築するなど、組織的な対応や改善を図ります。

具体的取組

① 県内推進体制の構築

教育の情報化に向け、課題や好事例等の情報を共有するとともに、広域的な連携を促進する場として「みやざき教育の情報化連携会議」を設置し、県内全域での推進体制の構築を図ります。

② 学校間連携推進体制の構築

ICTを活用した小・中・高・特別支援学校等において、学びの継続を着実にを行うために、全学校種の教員が参加する「ICT教育エリアミーティング」を開催し、学校種を超えた教員が互いの実践から学び合う場や機会を設けるなど、学校間の連携推進体制の構築を図ります。

③ GIGAスクール運営支援体制の構築

1人1台端末環境による教育活動において、ICTを活用した児童生徒の学ぶ環境を整備するため、GIGAスクール運営支援センターを中心とした広域的な支援体制の構築、各学校の円滑な運用に向けた支援の強化を図ります。

④ 校内推進体制の支援

各学校の「児童生徒のICTを活用した学び」や「校務DX」を推進するために、校務分掌や校内の連携体制等について、適切な助言・指導を行います。



(2) 統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進

統合型校務支援システムの活用・改善を図り、安心して効率的な校務処理を可能にし、教材研究の時間を確保したり、共有できる児童生徒の情報を増やしたりすることで、教員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

具体的取組

① 業務を支援するツールを活用した効率化の推進

教職員の業務の負担軽減を図るため、業務を支援するツールを活用し、書類作成や情報共有、採点・集計等の作業の効率化を進める取組を行います。

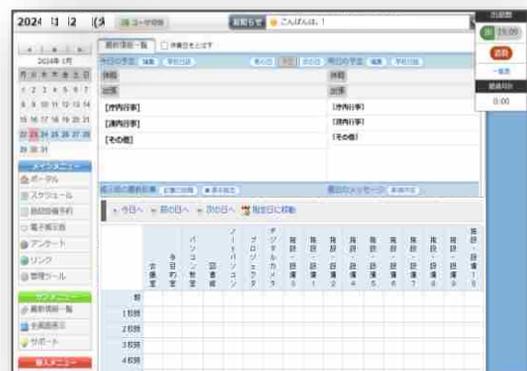
また、校務の効率化に関する好事例について、事例集や動画などを共通ポータルサイト等への掲載を通して、広く周知していきます。

② 次期校務支援システムへの移行

次期校務支援システムへの移行に向けて、校務系・学習系ネットワークの統合によるデータ連携についての調査研究等を着実に準備を進めていきます。

③ 校務における生成AIの活用推進

業務の効率化や質の向上を図るため、生成AIの校務で活用について、国の実証研究における実践例等の情報を各学校に提供するなど、校務における生成AIの活用が推進されるよう支援します。



第 4 章

プランの推進

第 1 節 推進体制

第 2 節 指標の設定

第1節 推進体制

本プランを進めるに当たり、県教育委員会と市町村教育委員会の一層の連携強化や全学校間・学校種間での連携推進のほか、各学校における推進体制を明確化することで、取組の実効性を高めていきます。

1 県内の推進体制

(1) 県教育委員会と市町村教育委員会の連携推進

みやざき教育の情報化連携会議



背景と目的

県教育委員会並びに市町村教育委員会における教育の情報化担当者が一堂に会し、情報化の推進を図る中での課題や成果等について、情報交換や意見交換を行うことで、教育DXに関する市町村間の連携を図り、本県や各市町村教育委員会における教育の情報化の推進に資する。

具体的な取組と期待される効果

- ✓ 連携会議の開催
 - ✓ 課題解決に向けた情報共有、協議
 - ✓ 事例の報告
- 26市町村教育委員会と県教育委員会の連携強化と情報共有
- 県一丸となった教育の情報化推進

(2) 全学校間・学校種間の連携推進

ICT教育エリアミーティング(令和5・6年度)



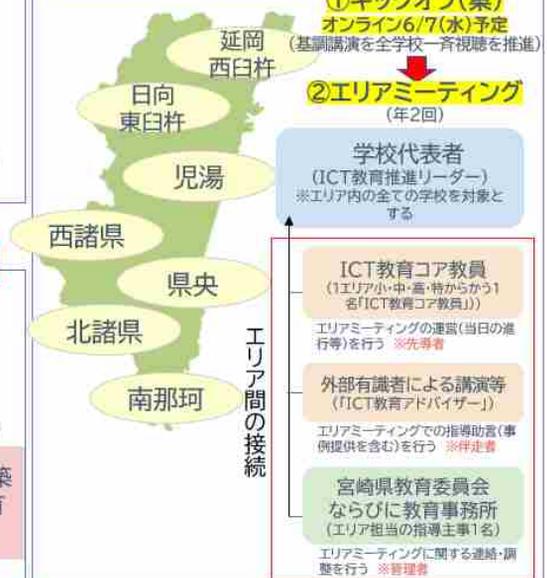
(1) 背景と目的

GIGAスクール構想のもと、義務教育段階では令和3年度から、高等学校段階では令和4年度から1人1台端末を活用した教育活動の本格的運用が始まっている。そのような中、本県の教員のICT活用指導力は全国平均を下回っている現状があり、各学校での取組をつなぐ、**学校間・学校種間を超えた取組が必要**である。

そこで、**県内を7つのエリアに分け、学校種を超えて全ての学校代表が参加する協議会(エリアミーティング)**を設けることで、教員間が協働的に対話を行うとともに、互いの教育実践から指導法を学び合う機会を創り、発達の段階や障がい種に応じた効果的なICT活用による授業の構築を図る。

(2) 事業の枠組み

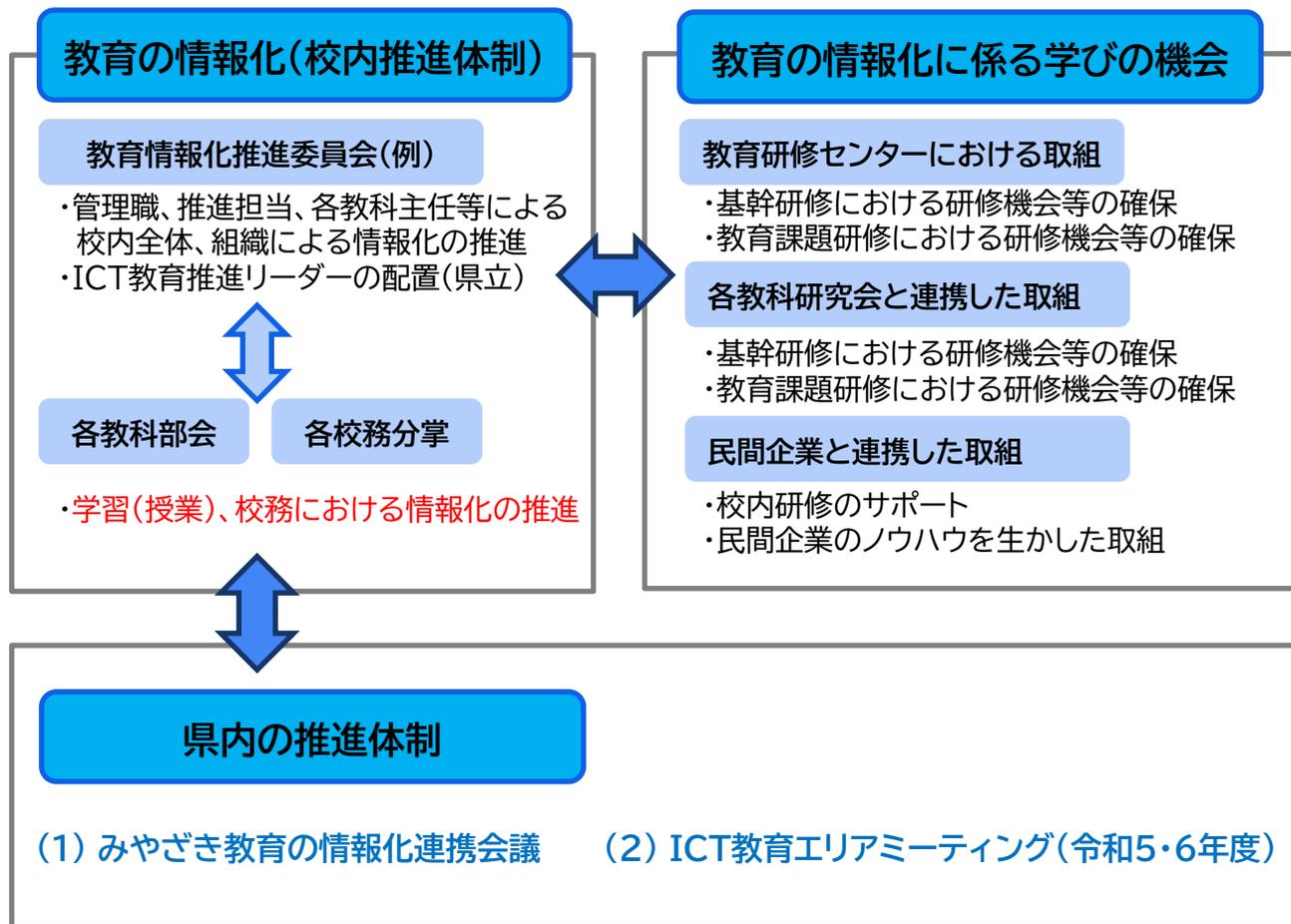
学校種を超えた「7つのエリア」



(3) 具体的な取組と期待される効果

- ✓ エリアミーティングの開催(年2回)
(ICT教育アドバイザーの基調講演、学校間での課題の共有や情報交換)
 - ✓ 授業公開の相互参観
(オープンスクールや研究モデル校における発表会を積極的に活用)
 - ✓ 実践事例の報告
(教育の情報化フェスタでの発表、教育の情報化ポータルサイトへの掲載)
- 学校種を超えた「教員ネットワーク(人的支援体制)」の構築
- 26市町村+県立学校で蓄積された「知見と経験」の共有
- 「教育の情報化」推進プランの周知と改訂に向けた準備

2 校内の推進体制



第2節 指標の設定

プランの進捗状況を確認するために、改訂前のプランから基本指標を継続するとともに、4つの推進項目に対して、新たに8つの取組指標を設定しました。

なお、この他にも「宮崎県教育振興基本計画」において設定した43の推進指標等の推移も勘案しながら、総合的に成果の評価を行っていきます。

(成果を確認)

基本指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
1 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力をもつ教員の割合	85.9%	97.0%
2 授業にICTを活用して指導する能力をもつ教員の割合	76.4%	87.0%
3 児童生徒のICT活用を指導する能力をもつ教員の割合	75.9%	93.0%
4 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力をもつ教員の割合	83.9%	97.0%

(取組状況等の確認)

取組指標		現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	○子どもたちがICT機器を授業や学習活動などで活用する場面を設定している教員の割合	87.9%	100%
	○全学校種においてプログラミング学習を実施した学校の割合	—	100%
2 教職員のICTの活用指導力の向上	○県内全教職員に共通ドメインのアカウント配付率	31.9%	100%
	○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合	81.4%	100%
3 ICTを活用するための環境の整備	○教育情報セキュリティポリシー策定している学校の割合	51.0%	100%
	○1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合	小12.0% 中32.6%	小・中 75.0%
4 ICT推進体制の整備と校務の改善	○ICTの活用に関する授業公開に他校種の教員が参観した学校の割合	—	100%
	○デジタル化を図っていると答えた教育委員会の割合 「保護者向けアンケート」「欠席・遅刻連絡、学校からの日常的なお便り」「緊急時等における学校からの一斉連絡」の4項目の平均	65.7%	100%

〈 参 考 〉

I 宮崎県教育振興基本計画(令和5年度策定)

令和5年度に策定した「宮崎県教育振興基本計画(令和5年度策定)」は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」である。

また、宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けるものである。

計画の全体像

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。



計画のスローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

基本目標

施策

目標1	多様性を認め合い、一人一人を大切に する教育の推進	1 いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進 2 特別支援教育の推進 3 全ての児童生徒に応じた教育機会の確保
目標2	次代へ向けて学び続ける 子供たちを育む教育の推進	4 幼児期の教育の充実 5 確かな学力を育む教育の推進 6 教育の情報化の推進
目標3	ふるさとへの誇りと愛着を持ち、 世界を視野に活躍する人材の育成	7 郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進 8 社会の変化に対応した多様な人材を育む教育の推進 9 キャリア教育・職業教育の推進
目標4	スポーツを生かした 「未来のみやざき」づくりの推進	10 幅広い世代でのスポーツの推進 11 児童生徒の健やかな体を育む体力・健康づくりの推進
目標5	生涯を通じて学び、 文化に親しむ社会づくりの推進	12 生涯学習の推進 13 文化の振興 14 読書県づくりの推進
目標6	学校業務の改善と 教職員の資質能力の向上	15 学校における働き方改革の推進 16 教職員の資質能力の向上
目標7	教育効果を高める体制や 環境の整備・充実	17 安全・安心な教育環境の整備・充実 18 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 19 魅力ある多様な教育環境の振興・支援

チェック改善

推進指標 43の指標を設定し、各施策の取組の進捗状況等の「点検・評価」を実施

施策5 確かな学力を育む教育の推進

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 取組1-1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業の推進
- 取組1-2 学力調査の結果等を基にした研修会等の実施
- 取組1-3 学力向上のための学校訪問の実施
- 取組1-4 学力向上を図るための組織的取組の推進
- 取組1-5 資質・能力のバランスのとれた学習評価
- 取組1-6 高等学校等における「探究的な学び」の推進

2 確実な実態把握と分析による資質・能力の育成

- 取組2-1 児童生徒の学力の把握
- 取組2-2 関係機関と連携した学力向上への取組の推進
- 取組2-3 学力向上マネジメントサイクル確立の支援
- 取組2-4 高等学校等における資質・能力の育成

施策6 教育の情報化の推進

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- 取組1-1 ICTの強みを最大限に生かした授業改善
- 取組1-2 プログラミング教育の充実
- 取組1-3 情報モラル教育の充実

2 教職員のICTの活用指導力の向上

- 取組2-1 授業における実践事例や指導教材の共有
- 取組2-2 ICTの活用に関する研修の充実

3 ICTを活用するための環境の整備

- 取組3-1 情報セキュリティ対策の推進
- 取組3-2 ネットワーク環境の充実とICT機器やコンピュータ教室の整備
- 取組3-3 家庭学習におけるICT活用の推進
- 取組3-4 教育データの利活用の推進

4 ICT推進体制の整備と校務の改善

- 取組4-1 学校現場を支える推進体制の整備
- 取組4-2 統合型校務支援システムの活用・改善による校務の情報化の推進

宮崎県教育振興基本計画の推進指標について

- 本計画の実効性を高めるため、施策推進のための「推進指標」を設定している。この指標に基づき、毎年、各施策の取組の進捗状況等について「点検・評価」を行い、取組の工夫・改善を図りながら、計画の着実な推進に努めている。
- 「点検・評価」においては、指標の結果のみをもって目標の達成状況に係る全てを評価することが困難であることなどを十分留意し、当該指標の推移に加え、関連する情報や協議等を踏まえ、多角的な評価の推進に努める。

基本目標2 次代へ向けて学び続ける子供たちを育む教育の推進

施策	推進指標	現状値[年次]	目標値
施策5	全国学力・学習状況調査における各教科の平均無解答率 (全国学力・学習状況調査)	小 3.0% 中 6.8%	小 2.0% 中 4.1%
	全国学力・学習状況調査における国語・算数(数学)との比較 $\frac{\text{本県平均正答数}}{\text{全国平均正答数}} \times 100$ (全国学力・学習状況調査)	小 97.4 中 95.9	小 103.0 中 103.0
	国語・算数(数学)において授業の内容はよく分かると答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 81.7% 中 74.5%	小 86.0% 中 83.0%
施策6	授業にICTを活用して指導する能力に関する項目で「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	71.2%	85.0%
	児童生徒のICT活用を指導する能力に関する項目で「できる」「ややできる」と答えた教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.5%	90.0%

2 学校教育の情報化の推進に関する法律 (文部科学省)

同法は、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにすること等により、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的としたものである。

学校教育の情報化の推進に関する、国、地方公共団体、学校の設置者毎の責務を示しており、国（文部科学大臣）に、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「学校教育情報化推進計画」を定めることを義務付けている。

また、都道府県及び市町村に対しては、各団体の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（「都道府県学校教育情報化推進計画」又は「市町村学校教育情報化推進計画」）を定める努力義務が課されている。

学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

第一 目的（1条）

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二 定義（2条）

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三 基本理念（3条）

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四 国の責務等（4～6条）

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五 法制上の措置等（7条）

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六 推進計画（8・9条）

1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務）

第七 基本的施策[※]（10～21条）

<ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p><small>※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</small></p>
--	--

第八 学校教育情報化推進会議（22条）

1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

(令和元年6月28日公布・施行)

出典：学校教育の情報化の推進に関する法律（概要） 文部科学省

3 学校教育情報化推進計画（文部科学省）

令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）の第8条第1項において、「文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（略）を定めなければならない」とされており、本計画は、当該規定に基づき、学校教育情報化推進専門家会議からの意見聴取や、関係行政機関の長との協議を踏まえ、策定されたものである。

また、我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法第9条において努力義務とされている、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。

第1部「総論」では、我が国における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、基本的な方針、計画期間、目標等がまとめられている。

第2部「各論」では、基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点がまとめられている。

学校教育情報化推進計画

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 学校教育の情報化の現状と課題
2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針
 - (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - (3) ICTを活用するための環境の整備
 - (4) ICT推進体制の整備と校務の改善
3. 計画期間
4. 学校教育の情報化に関する目標
5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

1. 基本的な方針を実現するための施策
2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点
 - (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - (3) ICTを活用するための環境の整備
 - (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

4 教育の情報化に関する手引（追補版） （文部科学省）

「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)」は、文部科学省が作成した、小学校学習指導要領の改訂に対応した教育の情報化に関する手引の追補版である。追補版は、小学校学習指導要領の実施が令和2年4月であることを踏まえ、令和元年12月に公表されたものである。

この手引において、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図ることとしたものである。併せて、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られている。

教育の情報化に関する手引（追補版）の概要

作成趣旨

新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」を作成。

- ✓ 新学習指導要領のほか、現時点の国の政策方針・提言、通知、各調査研究の成果、各種手引、指導資料等に基づき作成
- ✓ 現行の手引の内容を全面的に改訂・充実するとともに、「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加
- ✓ 各学校段階・教科等におけるICTを活用した指導の具体例を掲載

第1章 社会的背景の変化と教育の情報化

第2章 情報活用能力の育成

- これまでの情報活用能力の育成
- 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力
- 情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
- 学校における情報モラル教育

第3章

プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の必要性及びその充実
- 小学校段階におけるプログラミング教育

第4章

教科等の指導におけるICTの活用

- 教科等の指導におけるICT活用の意義とその必要性
- ICTを効果的に活用した学習場面の分類例と留意事項等
- 各教科等におけるICTを活用した教育の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用

第5章

校務の情報化の推進

- 校務の情報化の目的
- 統合型校務支援システムの導入
- 校務の情報化の進め方
- 特別支援教育における校務の情報化

第6章

教師に求められるICT活用指導力等の向上

- 教師に求められるICT活用指導力等
- 教師の研修
- 教師の養成・採用等

第7章

学校におけるICT環境整備

- ICT環境整備の在り方
- デジタル教科書やデジタル教材等
- 遠隔教育の推進
- 先端技術の導入
- ICT活用における健康面への配慮
- 教育情報セキュリティ

特別支援教育における教育の情報化

※各章において特別支援教育関係の記述をしている。

第8章

学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制

- 教育委員会及び学校の管理職の役割
- ICT支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用

出典：教育の情報化に関する手引（追補版）（令和2年6月）

5 学習指導要領(平成29、30、31年改訂)

平成29年3月に小学校及び中学校の、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が公示され、この中では、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮することが明記されている。

また、実施年度は、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施されており、高等学校は令和4年度から学年進行で実施されている。

新学習指導要領のポイント(情報活用能力の育成・ICT活用)

- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は令和2年(2020年)度、中学校は令和3年(2021年)度から全面实施。高等学校は令和4年(2022年)度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント(総則)

- **情報活用能力**を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするを明記。【総則】
- **学校のICT環境整備**とICTを活用した学習活動の充実に配慮
総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に図ることに配慮することを明記。【総則】

小・中・高等学校別のポイント(総則及び各教科等)

- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、**新たにプログラミング的思考を育成**
各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】
- 中学校においては、技術・家庭科(技術分野)において**プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**
「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科(技術分野)】
- 高等学校においては、**情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習**
「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

出典：青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース(第9回)

6 GIGAスクール構想（文部科学省）

GIGAスクール構想は、令和元年12月に文部科学大臣が打ち出した構想で、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指したものである。

この構想は、当初は令和5年度までに児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を掲げて計画されていたが、新型コロナウイルス感染拡大と新たな生活様式への対応のため前倒して整備が進められてきた。

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 学習活動の一層充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

	「1人1台端末」ではない環境	「1人1台端末」の環境
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる 	<ul style="list-style-type: none"> 教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる → 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難） 	<ul style="list-style-type: none"> 各人が同時に別々の内容を学習できる 各人の学習履歴が自動的に記録される → 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に） 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる → 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる

学びの深化 / 学びの転換

「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑ **調べ学習** 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ **表現・制作** 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ **遠隔教育** 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ **情報モラル教育** 実際に真贋様々な情報を活用する各場面（収集・発信など）における学習

出典：文部科学省Webサイト「GIGAスクール構想の実現について」

7 令和の日本型学校教育（文部科学省）

文部科学省から公表された「令和の日本型学校教育の構築を目指して（中教審答申、令和3年1月）」では、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」が重要であること、また、これからの時代に求められる資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であり、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が必要不可欠であることが示されている。

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【総論解説】

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society 5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】

新学習指導要領の着実な実施

学校における働き方改革 GIGAスクール構想

【成果】 **【今日の学校教育が直面している課題】**

国際的にトップクラスの学力	子供たちの多様化	情報化への対応の遅れ
学力の地域差の縮小	生徒の学習意欲の低下	少子化・人口減少の影響
規範意識・道徳心の高さ	教員の長時間労働	感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却 一人一人の子供を主眼とする学校教育の実現

↓

「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる

新しい時代の学校教育の実現

出典：中央教育審議会答申（令和3年1月）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

授業改善

一体的に充実

授業外の学習の改善

資質・能力の育成

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

学習内容の確実な定着

必要な応じた重点的な指導、指導方法等の工夫

各々の特性・学習進度・学習到達度等

指導の個別化

学習を深め、広げる

一人ひとりに応じた学習活動、学習課題の提供

各々の興味・関心・キャリア形成の方向性等

学習の個性化

異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

多様な他者と協働

一人ひとりのよい点・可能性

協働的な学び

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）

協働的な学び

クラスメイト

異学年・他校の子ども

地域の人

専門家

等

これからの学校には……一人ひとりの児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29, 30年改訂 学習指導要領 前文

修得主義の考え方を生かす

- ・ 各々の学習状況に応じて学習内容を提供
- ・ 一定の期間における各々人の学習の状況・成果を重視
- ・ 集団に対して共通に教育を行う

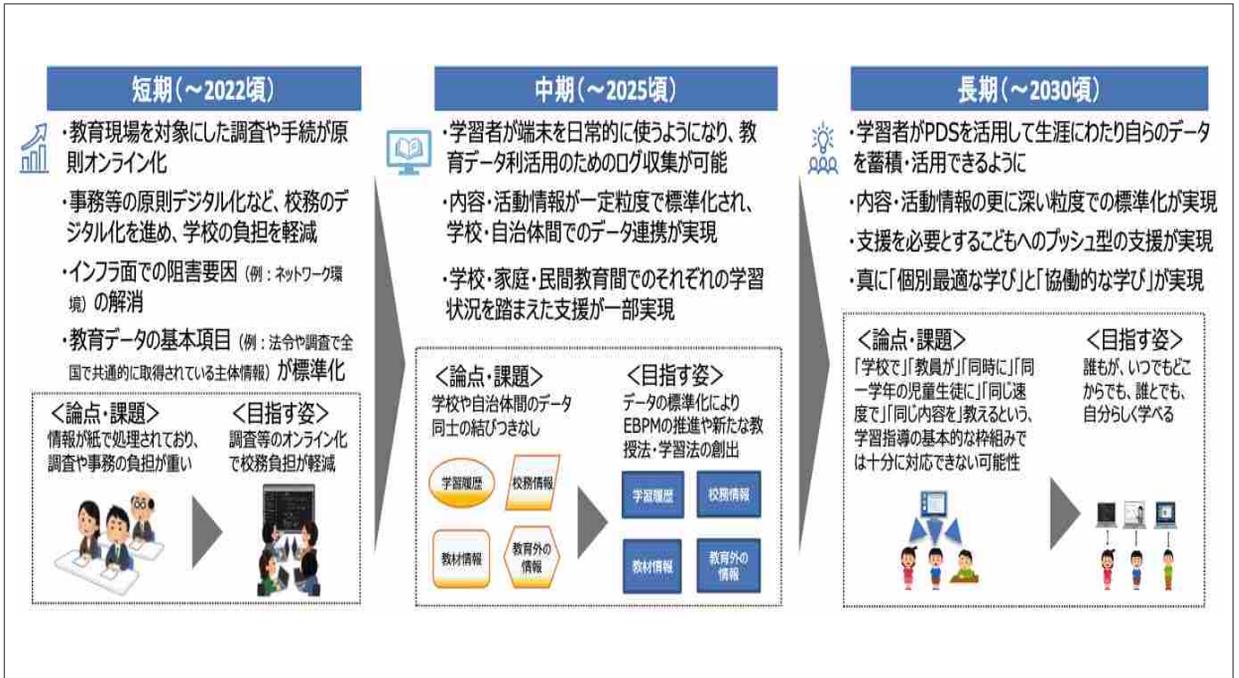
履修主義の考え方を生かす

- ・ 一定の期間の中で各々人の多様な成長を包含

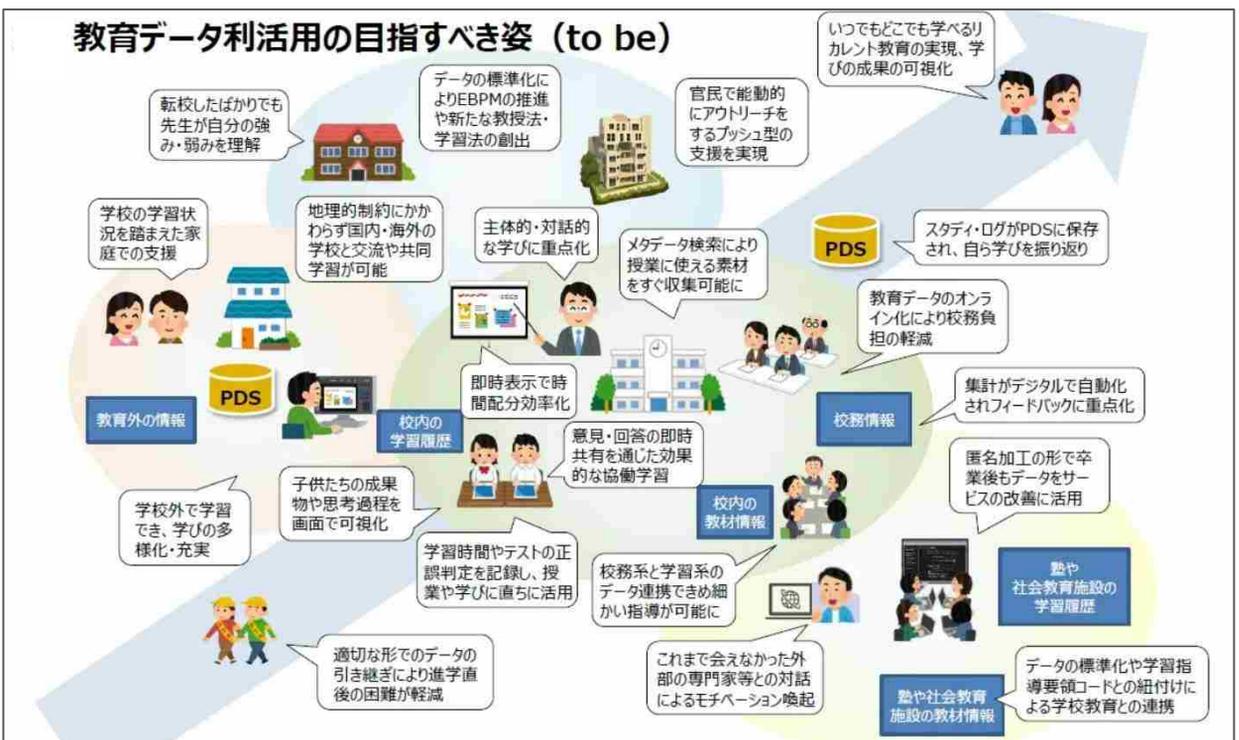
出典：中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（令和3年1月）

8 教育データ利活用ロードマップ (デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省)

デジタル庁が、令和3年9月のGIGAスクール構想に関するアンケートの取りまとめに引き続き、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、関係省庁とともに教育データの利活用に向けたロードマップを策定したものである。



出典：「教育データ利活用ロードマップ（令和4年1月）」（デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省）



出典：教育データ利活用ロードマップ（デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省）

9 宮崎県情報化推進計画（宮崎県）

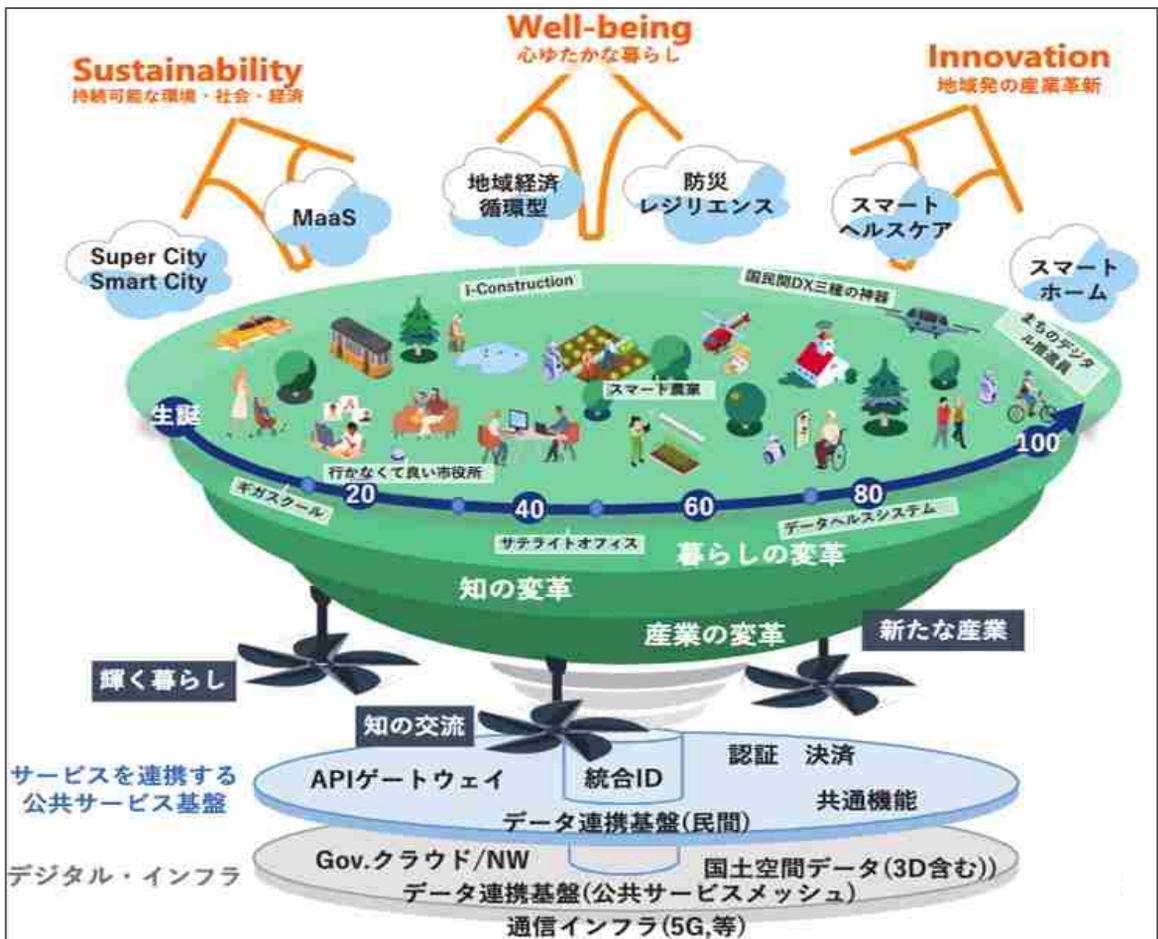
「宮崎県情報化推進計画（計画期間：令和3年度～令和6年度）」とは、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置付け、本県におけるデジタル化施策の方向性を示すものとして、新たに策定したものである。

計画の策定から2年が経過する中、社会におけるデジタル技術の急速な進展や国の動向等を踏まえ、令和5年6月に、各分野における推進事項等の中間見直しを実施すると共に、10年後に目指す姿とそれに向けた今後2年間の具体的取組・目標について、アクションプランとして新たに設定したものである。



10 デジタル田園都市国家構想（デジタル庁）

デジタル田園都市国家構想とは、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という政府が目指す持続可能な構想である。



出典：デジタル庁「デジタル田園都市国家が目指す将来像について」（令和3年12月）

II 本プラン改訂の経緯

期 日	事 項	内容等
令和5年 7月	教育委員への情報提供	プラン改訂の概要説明
令和5年 8月	宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂委員会（第1回）	改訂に向けた協議
令和5年 10月	宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂委員会（第2回）	改訂に向けた協議
令和5年 11月	教育委員への情報提供	プラン改訂の検討状況説明
令和5年 12月	文教警察企業常任委員会	プラン改訂の検討状況報告
令和5年 12月	宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂委員会（第3回）	改訂に向けた協議
令和6年 2月	2月定例教育員会	改訂案の報告
令和6年 3月	文教警察企業常任委員会	改訂案の報告
令和6年 4月	改 訂	改 訂